

議案第 41 号

基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部改正について

基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 基山町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 18 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条にお
いて同じ」を加える。

第 19 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のよう
に改める。

育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部
分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものと
する。

第 19 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次
の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 19 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規
定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として
行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定
める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、
当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「1歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部」を「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の基山町職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の公布に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的に地方公務員の部分休業制度が拡充されるため、基山町職員の育児休業等に関する条例及び基山町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正する必要がある。

令和 7 年 9 月 12 日原案可 決